

(特別簡易型 総合評価方式)
総 合 評 価 技 術 資 料

発注者

松江県土整備事務所長 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

令和8年9月14日付けで入札公告のありました下記工事について、別添のとおり書類を添えて提出いたします。

1 工事名 (一)御津東生馬線(北講武工区)安全確保交付金(落石対策)工事(A020)

2 提出書類(下記項目の該当するもの)

- 企業の工事成績評定点 (様式-2-1、様式-2-2)
- 企業の同種工事の施工実績 (様式-3)
- 企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰) (様式-4)
- 配置予定技術者の資格 (様式-5)
- 配置予定技術者の同種工事の施工経験 (様式-6)
- 配置予定技術者の優秀建設技術者表彰 (様式-7)
- 防災協定の締結実績 (様式-8)
- ボランティア活動又はハートフルしまねへの参加実績 (様式-9)
- 労働福祉関連の状況(a 障がい者雇用の実態) (様式-10)
- 労働福祉関連の状況(b 育児・介護休業に関する制度) (様式-11)
- 育児・介護休業に関する制度 チェック表 (様式-12)

3 問い合わせ先

担当者

部署

電話番号

FAX番号

E-mail

(様式-2-1)

評価項目(1)-①

企業の工事成績評定点

会社(企業体)名:

対象工事	完成年度	令和5年度から令和7年度(完成及び引き渡し完了)
	発注機関	島根県(総務部、農林水産部、土木部)
	工事種別	法面処理工事
	建設工事の種類	とび・土工・コンクリート工事

工事成績評定点の平均 (小数第2位を四捨五入)	件	点
----------------------------	---	---

- (1) 対象工事の工事成績評定点一覧表(別紙)を添付すること。
(2) 工事種別については、各工事の契約時における「島根県土木工事仕様書」等において確認すること。
(3) 単年度の対象工事件数が60件を超える場合、「工事成績評定点の平均」欄の「件数」及び「平均点」は、自動計算されないため、直接記入すること。
(4) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

技術資料提出工事名: (一)御津東生馬線(北講武工区)安全確保交付金(落石対策)工事(A020)

提出事務所名: 松江県土整備事務所

有効範囲: 令和9年7月31日までに入札公告された工事

今後、松江県土整備事務所が発注する工事においては、本書の写し(※)をもって「企業の工事成績評定点」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。
※本書の写しとは、収受印欄に収受の押印がある資料いう。

技術資料の提出方法

「企業入力シート」の「押印済資料での提出」欄が未記入ですので、リストから「有」、「無」どちらかを選択してください。

(収受印)



【注】

- ・押印済資料で提出する場合、押印済資料で評価する。
- ・対象工事が異なる押印済資料を提出した場合、当該評価項目の加算点はゼロとする。
- ・収受印欄に収受印と併せて全県適用の押印があれば、上記に松江県土整備事務所が発注する工事と記載があっても、本書の写しをもって島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部の事業課、関係地方機関が発注する工事において、その他添付資料の提出は不要とする。

(様式-2-2)
評価項目(1)-①

【令和5年度完成工事分】

工事成績評定点一覧表(別紙1枚目)
会社(企業体)名:

申請 番号	完成 年度	発注機関名	工事種別	工事名	工事成績 評定点	
			建設工事の種類			
1	R5					点
2	R5					点
3	R5					点
4	R5					点
5	R5					点
6	R5					点
7	R5					点
8	R5					点
9	R5					点
10	R5					点
11	R5					点
12	R5					点
13	R5					点
14	R5					点
15	R5					点
16	R5					点
17	R5					点
18	R5					点
19	R5					点
20	R5					点

- (1) 対象工事が60件を超える場合は、本様式を複写し申請番号を修正のうえ、提出すること。
(2) 工事種別、建設工事の種類は、各工事の契約時における「島根県土木工事仕様書」等において確認すること。

(様式-2-2)
評価項目(1)-①

【令和5年度完成工事分】

工事成績評定点一覧表(別紙2枚目)
会社(企業体)名:

申請 番号	完成 年度	発注機関名	工事種別	工事名	工事成績 評定点	
			建設工事の種類			
21	R5					点
22	R5					点
23	R5					点
24	R5					点
25	R5					点
26	R5					点
27	R5					点
28	R5					点
29	R5					点
30	R5					点
31	R5					点
32	R5					点
33	R5					点
34	R5					点
35	R5					点
36	R5					点
37	R5					点
38	R5					点
39	R5					点
40	R5					点

- (1) 対象工事が60件を超える場合は、本様式を複写し申請番号を修正のうえ、提出すること。
(2) 工事種別、建設工事の種類は、各工事の契約時における「島根県土木工事仕様書」等において確認すること。

(様式-2-2)
評価項目(1)-①

【令和5年度完成工事分】

工事成績評定点一覧表(別紙3枚目)
会社(企業体)名:

申請 番号	完成 年度	発注機関名	工事種別	工事名	工事成績 評定点	
			建設工事の種類			
41	R5					点
42	R5					点
43	R5					点
44	R5					点
45	R5					点
46	R5					点
47	R5					点
48	R5					点
49	R5					点
50	R5					点
51	R5					点
52	R5					点
53	R5					点
54	R5					点
55	R5					点
56	R5					点
57	R5					点
58	R5					点
59	R5					点
60	R5					点

- (1) 対象工事が60件を超える場合は、本様式を複写し申請番号を修正のうえ、提出すること。
(2) 工事種別、建設工事の種類は、各工事の契約時における「島根県土木工事仕様書」等において確認すること。

工事成績評定点一覧表(別紙1枚目)
会社(企業体)名:

申請 番号	完成 年度	発注機関名	工事種別	工事名	工事成績 評定点	
			建設工事の種類			
1	R6					点
2	R6					点
3	R6					点
4	R6					点
5	R6					点
6	R6					点
7	R6					点
8	R6					点
9	R6					点
10	R6					点
11	R6					点
12	R6					点
13	R6					点
14	R6					点
15	R6					点
16	R6					点
17	R6					点
18	R6					点
19	R6					点
20	R6					点

- (1) 対象工事が60件を超える場合は、本様式を複写し申請番号を修正のうえ、提出すること。
(2) 工事種別、建設工事の種類は、各工事の契約時における「島根県土木工事仕様書」等において確認すること。

工事成績評定点一覧表(別紙2枚目)
会社(企業体)名：_____

申請 番号	完成 年度	発注機関名	工事種別	工事名	工事成績 評定点	
			建設工事の種類			
21	R6					点
22	R6					点
23	R6					点
24	R6					点
25	R6					点
26	R6					点
27	R6					点
28	R6					点
29	R6					点
30	R6					点
31	R6					点
32	R6					点
33	R6					点
34	R6					点
35	R6					点
36	R6					点
37	R6					点
38	R6					点
39	R6					点
40	R6					点

- (1) 対象工事が60件を超える場合は、本様式を複写し申請番号を修正のうえ、提出すること。
(2) 工事種別、建設工事の種類は、各工事の契約時における「島根県土木工事仕様書」等において確認すること。

工事成績評定点一覧表(別紙3枚目)
会社(企業体)名：_____

申請 番号	完成 年度	発注機関名	工事種別	工事名	工事成績 評定点	
			建設工事の種類			
41	R6					点
42	R6					点
43	R6					点
44	R6					点
45	R6					点
46	R6					点
47	R6					点
48	R6					点
49	R6					点
50	R6					点
51	R6					点
52	R6					点
53	R6					点
54	R6					点
55	R6					点
56	R6					点
57	R6					点
58	R6					点
59	R6					点
60	R6					点

- (1) 対象工事が60件を超える場合は、本様式を複写し申請番号を修正のうえ、提出すること。
(2) 工事種別、建設工事の種類は、各工事の契約時における「島根県土木工事仕様書」等において確認すること。

(様式-2-2)
評価項目(1)-①

【令和7年度完成工事分】

工事成績評定点一覧表(別紙1枚目)
会社(企業体)名:

申請 番号	完成 年度	発注機関名	工事種別	工事名	工事成績 評定点	
			建設工事の種類			
1	R7					点
2	R7					点
3	R7					点
4	R7					点
5	R7					点
6	R7					点
7	R7					点
8	R7					点
9	R7					点
10	R7					点
11	R7					点
12	R7					点
13	R7					点
14	R7					点
15	R7					点
16	R7					点
17	R7					点
18	R7					点
19	R7					点
20	R7					点

- (1) 対象工事が60件を超える場合は、本様式を複写し申請番号を修正のうえ、提出すること。
(2) 工事種別、建設工事の種類は、各工事の契約時における「島根県土木工事仕様書」等において確認すること。

(様式-2-2)
評価項目(1)-①

【令和7年度完成工事分】

工事成績評定点一覧表(別紙2枚目)
会社(企業体)名:

申請 番号	完成 年度	発注機関名	工事種別	工事名	工事成績 評定点	
			建設工事の種類			
21	R7					点
22	R7					点
23	R7					点
24	R7					点
25	R7					点
26	R7					点
27	R7					点
28	R7					点
29	R7					点
30	R7					点
31	R7					点
32	R7					点
33	R7					点
34	R7					点
35	R7					点
36	R7					点
37	R7					点
38	R7					点
39	R7					点
40	R7					点

- (1) 対象工事が60件を超える場合は、本様式を複写し申請番号を修正のうえ、提出すること。
(2) 工事種別、建設工事の種類は、各工事の契約時における「島根県土木工事仕様書」等において確認すること。

工事成績評定点一覧表(別紙3枚目)
会社(企業体)名:

申請 番号	完成 年度	発注機関名	工事種別	工事名	工事成績 評定点	
			建設工事の種類			
41	R7					点
42	R7					点
43	R7					点
44	R7					点
45	R7					点
46	R7					点
47	R7					点
48	R7					点
49	R7					点
50	R7					点
51	R7					点
52	R7					点
53	R7					点
54	R7					点
55	R7					点
56	R7					点
57	R7					点
58	R7					点
59	R7					点
60	R7					点

- (1) 対象工事が60件を超える場合は、本様式を複写し申請番号を修正のうえ、提出すること。
(2) 工事種別、建設工事の種類は、各工事の契約時における「島根県土木工事仕様書」等において確認すること。

(様式-3)
評価項目(1)-②

企業の同種工事の施工実績
会社(企業体)名: _____

対象工事	対象期間・対象機関	平成28年度から入札公告日前日までに完成及び引き渡しが完了した島根県発注工事
	工事種別	法面処理工事
	建設工事の種類	とび・土工・コンクリート工事
	同種工事の定義	以下の工種を含む完成及び引き渡しが完了した工事 工種：1 契約で最終数量250m2以上の落石防止網（落石防護網）工

工事内容		施工実績①	施工実績②
工事名称等	工 事 名		
	コリンズ登録番号		
	発注機関名		
	工事種別		
	建設工事の種類		
	施工場所		
	請負金額(最終・税込)	円	円
	契約上の工期	(始) 年 月 日 (終) 年 月 日	年 月 日 年 月 日
	受注形態		
	特別(特定)JVの場合、出資比率		
工事成績評定点		点	点
工事概要	(以下、工事数量等を求めた場合) 施工規模（例）●m2		
	（例）落石防護網工		

- (1) 施工実績(上表記載内容)全てが確認できるよう下表を参考に資料①～⑨を組み合わせて提出すること。
- ① コリンズの「登録内容確認書」の写し。(竣工登録に限る。)
 - ② 最終の見積参考資料(設計の変更回数を確認できる総括情報表と工事内訳表)。ただし、必ず当初、変更を含む契約書全ての写し(資料③)＋項目別評定点表(資料④)もしくは竣工検査済証の写し(資料⑤)を追加添付すること。
 - ③ 当初、変更を含む契約書全ての写し。
 - ④ 項目別評定点表。(島根県発注工事に限る。)
 - ⑤ 竣工検査済証の写し。
 - ⑥ 工事成績評定通知書の写し。ただし、工事成績評定対象外工事の場合は、「成績評定対象外」である旨を「工事成績評定点」欄に記載すること。(島根県以外の発注工事は、成績評定対象外であることを確認するための発注者の証明書の写し(資料⑧)も追加添付すること。)
 - ⑦ 資料①または資料②のみでは同種工事の施工実績(工事概要)が確認できない場合は、確認できる資料(工事名と設計の変更回数を確認できる最終図面等)。ただし、必ず当初、変更を含む契約書全ての写し(資料③)＋項目別評定点表(資料④)もしくは竣工検査済証の写し(資料⑤)を追加添付すること。
 - ⑧ 発注者の証明書の写し。(上記資料①～⑦で確認できない記載内容(コリンズ登録番号を除く。)を全て証明してあるもの。)
 - ⑨ 施工実績として提出する工事の「工事種別」及び「建設工事の種類」が確認できる資料

資料①～⑨で確認できる内容

項目名		資料番号									備考
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
工事名称等	工事名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	コリンズ登録番号	○									①のみ対象
	発注機関名	○	○	○	○	○	○		○	○	
	工事種別、建設工事の種類	○							○	○	
	施工場所	○		○		○			○	○	
	請負金額(最終・税込)	○		○	○	○			○		
	契約上の工期	○		○	○	○	○		○		
	受注形態	○		○	○	○	○		○		
	特別(特定)JVの場合、出資比率	○							○		JV工事のみ対象
工事成績評定点					○		○		○		成績評定対象外工事の場合、⑧が必須(島根県発注工事以外)
工事概要		○ or △	○ or △					○ or △	○		②、③、④、⑤を必要に応じて追加添付

※1: 上表の「○」は資料で確認ができるもの、「△」は全ては確認できないもの。

※2: 上表の資料②、③、④、⑤、⑥の「○」と「△」は、島根県発注工事の場合。

(参考) 代表的な提出資料の組合せ

パターン名	条件1	条件2	提出資料の組合せ
パターン1	・コリンズと別資料を提出する場合	コリンズのみで工事概要が確認可能。	①+④ ①+⑥
パターン2		コリンズのみで工事概要が確認できない。最終の見積参考資料を追加添付。	①+②+③+④ ①+②+③+⑤+⑥
パターン3			①+③+④+⑦ ①+③+⑤+⑥+⑦
パターン4		コリンズのみで工事概要が確認できない。発注者の証明書を追加添付。	①+⑧
パターン5	・別資料のみを提出する場合	最終の見積参考資料で工事概要が確認可能。	②+③+④+⑨ ②+③+⑤+⑥+⑨
パターン6		最終の見積参考資料で工事概要が確認できない。最終図面等を追加添付。	②+③+④+⑦+⑨ ②+③+⑤+⑥+⑦+⑨
パターン7			⑧
		発注者の証明書等、必要な資料を添付。	⑧+⑨

- (2) 施工実績が2回以上ある場合は、代表的なもの2回分の提出でよい。
- (3) 特別(特定)JVで施工した工事については、出資比率20%以上の場合にのみ施工実績として認める。
- (4) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

(様式-4)
評価項目(1)-③

企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)
会社(企業体)名:

対象工事	対象年度 対象機関	島根県内の公共事業において、令和4年度から令和8年度に、島根県及び中国地方整備局発注工事で受けた優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)
	工事種別	法面処理工事
	建設工事の種類	とび・土工・コンクリート工事

表彰者の区分	
受賞年度	※竣工年度ではありません
工事名	
工事種別	
建設工事の種類	

- (1) 島根県発注工事は資料添付が不要。
(2) 中国地方整備局発注工事は表彰状等の写しを添付すること。また、発注者から表彰実績に関する資料が提示された場合は、その写しの添付でもよい。
(3) 表彰の受賞が2回以上ある場合は、代表的なもの1回分の提出でよい。
(4) 工事名は、「契約工事名」で記入すること。
(5) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

技術資料提出工事名：(一)御津東生馬線(北講武工区)安全確保交付金(落石対策)工事(A020)

提出事務所名：松江県土整備事務所

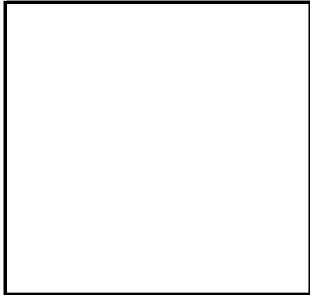
有効範囲：令和9年7月31日までに入札公告された工事

今後、松江県土整備事務所が発注する工事においては、本書の写し(※)をもって「企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。
※本書の写しとは、収受印欄に収受の押印がある資料をいう。

技術資料の提出方法

「企業入力シート」の「押印済資料での提出」欄が未記入ですので、リストから「有」、「無」どちらかを選択してください。

(収受印)



【注】

- ・押印済資料で提出する場合、押印済資料で評価する。
- ・対象工事が異なる押印済資料を提出した場合、当該評価項目の加算点はゼロとする。
- ・収受印欄に収受印と併せて全県適用 の押印があれば、上記に松江県土整備事務所が発注する工事と記載があっても、本書の写しをもって島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部の事業課、関係地方機関が発注する工事において、その他添付資料の提出は不要とする。

配置予定技術者の資格

会社(企業体)名: _____

対象:配置予定の主任(監理)技術者が保有する次の資格
「のり面施工管理技術者と1級土木施工管理技士」、「のり面施工管理技術者」

配置予定技術者氏名		保有する資格名称	最新の有効期限 (有効期限のない 資格は記入不要)
①			
②			
③			
備考		(記載例) のり面施工管理技術者、 1級土木施工管理技士	のり面施工管理技 術者の有効期限を 記載

- (1) 資格・有効期限の確認できる証明書、資格証等の写しを添付すること。
(2) 資格は入札公告日前日時点(令和8年9月13日時点)で保有する資格とする。
(3) 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入できる。その場合、審査は候補者のうち配置予定技術者の評価点合計が最も低い者で評価する。
(4) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

技術資料提出工事名: (一)御津東生馬線(北講武工区)安全確保交付金(落石対策)工事(A020)

提出事務所名: 松江県土整備事務所

有効範囲: 令和9年7月31日までに入札公告された工事
(ただし、資格の有効期限が令和9年7月31日以前までのものは、その期日までとする)

対象技術者: 上記①～③の配置予定技術者のうち、上記資格保有者

今後、松江県土整備事務所が発注する工事においては、本書の写し(※)をもって「配置予定技術者の資格」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。
※本書の写しとは、収受印欄に収受の押印がある資料をいう。
ただし、資格を新たに取得し、加算点に変更が生じた場合は、技術資料及び必要な添付資料を再提出すること。

①配置予定技術者: 技術資料の提出方法

「企業入力シート」の「押印済資料での提出」欄が未記入ですので、リストから「有」、「無」どちらかを選択してください。

②配置予定技術者: 技術資料の提出方法

「企業入力シート」の「押印済資料での提出」欄が未記入ですので、リストから「有」、「無」どちらかを選択してください。

③配置予定技術者: 技術資料の提出方法

「企業入力シート」の「押印済資料での提出」欄が未記入ですので、リストから「有」、「無」どちらかを選択してください。

(収受印)

【注】

- ・押印済資料で提出する場合、押印済資料で評価する。
- ・対象資格が異なる押印済資料を提出した場合、当該評価項目の加算点はゼロとする。
- ・収受印欄に収受印と併せて全県適用の押印があれば、上記に松江県土整備事務所が発注する工事と記載があっても、本書の写しをもって島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部の事業課、関係地方機関が発注する工事において、その他添付資料の提出は不要とする。

配置予定技術者の同種工事の施工経験
会社(企業体)名:

対象工事	対象期間・対象機関	平成28年度から入札公告日前日までに完成及び引き渡しが完了した島根県発注工事
	同種工事の定義	以下の工種を含む完成及び引き渡しが完了した工事 工種:1契約で最終数量120m2以上の落石防止網(落石防護網)工
	工事種別	法面処理工事
	建設工事の種類	とび・土工・コンクリート工事

配置予定技術者 氏名		①	
工事内容		施工経験①	
工事名称等	工 事 名	施工経験②	
	コリンズ登録番号		
	発注機関名		
	施工場所		
	請負金額(最終・税込)	円	
	契約上の工期	(始)	年 月 日
		(終)	年 月 日
	従事期間	(始)	年 月 日
		(終)	年 月 日
	従事時の役職		
	受注形態		
	特別(特定)JVの場合、出資比率		
	工事種別		
	建設工事の種類		
工事成績評定点		点	点
工事概要	(以下、工事数量等を求めた場合) (例) ●m2		
	(例) 落石防止網工		

- (1) 施工経験(上表記載内容)全てが確認できるよう下表を参考に資料①～⑪を組み合わせて提出すること。
- ① コリンズの「登録内容確認書」の写し。(竣工登録に限る。)
 - ② 最終の見積参考資料(設計の変更回数を確認できる総括情報表と工事内訳表)。ただし、必ず当初、変更を含む契約書全ての写し(資料③)＋項目別評定点表(資料④)もしくは竣工検査済証の写し(資料⑤)＋技術者の従事期間が確認できる資料(資料⑧及び資料⑨)を追加添付すること。
 - ③ 当初、変更を含む契約書全ての写し。
 - ④ 項目別評定点表。(島根県発注工事に限る。)
 - ⑤ 竣工検査済証の写し。
 - ⑥ 工事成績評定通知書の写し。ただし、工事成績評定対象外工事の場合は、「成績評定対象外」である旨を「工事成績評定点」欄に記載すること。(島根県以外の発注工事は、成績評定対象外であることを確認するための発注者の証明書の写し(資料⑩)も追加添付すること。)
 - ⑦ 資料①または資料②のみでは同種工事の施工実績(工事概要)が確認できない場合は、確認できる資料(工事名と設計の変更回数を確認できる最終図面等)。ただし、必ず当初、変更を含む契約書全ての写し(資料③)＋項目別評定点表(資料④)もしくは竣工検査済証の写し(資料⑤)を追加添付すること。
 - ⑧ 技術者の従事期間(始)と従事時の役職が確認できる資料(契約時の技術者が確認できるコリンズの「登録内容確認書」の写し等)。
 - ⑨ 技術者の従事期間(終)と従事時の役職が確認できる資料(最終の計画工程表兼工事履行報告書等)。
 - ⑩ 発注者の証明書の写し。(上記資料①～⑨で確認できない記載内容(コリンズ登録番号を除く。)を全て証明してあるもの。)
 - ⑪ 施工経験として提出する工事の「工事種別」および「建設工事の種類」が確認できる資料

資料①～⑪で確認できる内容

項目名		資料番号											備考
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
工事名称等	工事名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	コリンズ登録番号	○											①のみ対象
	発注機関名	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
	施工場所	○		○		○			○	○	○	○	
	請負金額(最終・税込)	○		○	○	○				○	○		
	契約上の工期	○		○	○	○	○		△	○	○		⑧の場合、始期のみ
	従事期間	○							△	△	○		⑧、⑨は両方必要
	従事時の役職	○							△	△	○		
	受注形態	○		○	○	○	○		○	○	○		
	特別(特定)JVの場合、出資比率	○									○		JV工事のみ対象
	工事種別	○									○	○	
	建設工事の種類	○									○	○	
工事成績評定点					○		○				○		成績評定対象外工事の場合、⑩が必須(島根県発注工事以外)
工事概要		○ or △	○ or △					○ or △			○		②、③、④、⑤を必要に応じて追加添付

※1: 上表の「○」は資料で確認ができるもの、「△」は全ては確認できないもの。

※2: 上表の資料②、③、④、⑤、⑥の「○」と「△」は、島根県発注工事の場合。

(参考) 代表的な提出資料の組合せ

パターン名	条件1	条件2	条件3	提出資料の組合せ
パターン1	・コリンズと別資料を提出する場合	コリンズのみで工事概要が確認可能。	契約工期と技術者の従事期間が同じ。	①+④
パターン2		コリンズのみで工事概要が確認できない。最終の見積参考資料を追加添付。		①+⑥
パターン3		コリンズのみで工事概要が確認できない。最終図面等を追加添付。		①+②+③+④
パターン4		上記パターン1～3のいずれかに該当。		①+②+③+⑤+⑥
パターン5	・別資料のみを提出する場合	最終の見積参考資料で工事概要が確認可能。	技術者の従事期間を確認できる資料の追加添付が必要。	①+③+④+⑦
パターン6		最終の見積参考資料で工事概要が確認できない。最終図面等を追加添付。		①+③+⑤+⑥+⑦
パターン7		最終の見積参考資料等、必要な資料を追加添付。		パターン1+⑧+⑨
パターン8				パターン2+⑧+⑨
				パターン3+⑧+⑨
				②+③+④+⑧+⑨+⑪
				②+③+⑤+⑥+⑧+⑨+⑪
				②+③+④+⑦+⑧+⑨+⑪
				②+③+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑪
				⑩
				⑩+⑪
				⑩
				⑩+⑪

- (2) 施工経験が2回以上ある場合は、代表的なもの2回分の提出でよい。
- (3) 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入できる。その場合、審査は候補者のうち配置予定技術者の評価点合計が最も低い者で評価する。
- (4) 同種工事施工経験時の所属会社は問わない。(現在の所属会社以外のものも記載できる。)
- (5) 特別(特定)JVで施工した工事については、出資比率20%以上の場合にのみ施工実績として認める。
- (6) 担当技術者としての同種工事の施工経験はコリンズの登録(竣工登録に限る。)がなければ申請できない。(担当技術者の施工経験が評価対象として入札説明書に記載されている工事のみに適用)
- (7) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

配置予定技術者の同種工事の施工経験
会社(企業体)名:

対象工事	対象期間・対象機関	平成28年度から入札公告日前日までに完成及び引き渡しが完了した島根県発注工事
	同種工事の定義	以下の工種を含む完成及び引き渡しが完了した工事 工種:1契約で最終数量120m2以上の落石防止網(落石防護網)工
	工事種別	法面処理工事
	建設工事の種類	とび・土工・コンクリート工事

配置予定技術者 氏名		②	
工事内容		施工経験①	
工事名称等	工 事 名	施工経験②	
	コリンズ登録番号		
	発注機関名		
	施工場所		
	請負金額(最終・税込)	円	
	契約上の工期	(始)	年 月 日
		(終)	年 月 日
	従事期間	(始)	年 月 日
		(終)	年 月 日
	従事時の役職		
	受注形態		
	特別(特定)JVの場合、出資比率		
	工事種別		
	建設工事の種類		
工事成績評定点		点	点
工事概要	(以下、工事数量等を求めた場合) (例) ●m2		
	(例)落石防止網工		

(1) 注意事項は、配置予定技術者①用の技術資料を参照。

配置予定技術者の同種工事の施工経験
会社(企業体)名:

対象工事	対象期間・対象機関	平成28年度から入札公告日前日までに完成及び引き渡しが完了した島根県発注工事
	同種工事の定義	以下の工種を含む完成及び引き渡しが完了した工事 工種:1契約で最終数量120m2以上の落石防止網(落石防護網)工
	工事種別	法面処理工事
	建設工事の種類	とび・土工・コンクリート工事

配置予定技術者 氏名		③		
工事内容		施工経験①		施工経験②
工事名称等	工 事 名			
	コリンズ登録番号			
	発注機関名			
	施工場所			
	請負金額(最終・税込)	円		円
	契約上の工期	(始)	年 月 日	年 月 日
		(終)	年 月 日	年 月 日
	従事期間	(始)	年 月 日	年 月 日
		(終)	年 月 日	年 月 日
	従事時の役職			
	受注形態			
	特別(特定)JVの場合、出資比率			
工事成績概要	工事種別			
	建設工事の種類			
	工事成績評定点	点		点
	(以下、工事数量等を求めた場合) (例) ●m2			
工事概要	(例) 落石防止網工			

(1) 注意事項は、配置予定技術者①用の技術資料を参照。

配置予定技術者の優秀建設技術者表彰
会社(企業体)名:

対象 工 事	対象年度 対象機関	島根県内の公共事業において、令和4年度から令和8年度に、島根県及び中国地方整備局発注工事で主任(監理)技術者または現場代理人として受けた優秀建設技術者表彰
	工事種別	法面処理工事
	建設工事の種類	とび・土工・コンクリート工事

配置予定技術者 氏名	①	
表彰の区分		
受賞年度		
工事名		
工事種別		
建設工事の種類		

- (1) 島根県発注工事は資料添付が不要。
(2) 中国地方整備局発注工事は表彰状等の写しを添付すること(発注者から表彰実績に関する資料が提示された場合は、その写しの添付でもよい)。
(3) 表彰の受賞が2回以上ある場合は、代表的なもの1回分の提出でよい。
(4) 工事名の欄は、「契約工事名」で記載すること。
(5) 表彰時点の所属会社は問わない。(現在の所属会社以外のものも記載できる。)
(6) 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入できる。その場合、審査は候補者のうち配置予定技術者の評価点合計が最も低い者で評価する。
(7) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

技術資料提出工事名: (一)御津東生馬線(北講武工区)安全確保交付金(落石対策)工事(A020)

提出事務所名: 松江県土整備事務所

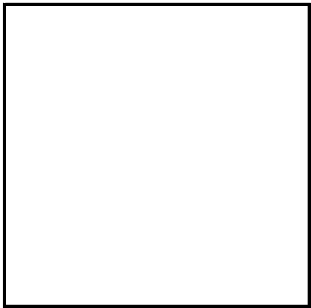
有効範囲: 令和9年7月31日までに入札公告された工事

今後、松江県土整備事務所が発注する工事においては、本書の写し(※)をもって「配置予定技術者の優秀建設技術者表彰」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。
※本書の写しとは、収受印欄に収受の押印がある資料をいう。

技術資料の提出方法

「企業入カシート」の「押印済資料での提出」欄が未記入ですので、リストから「有」、「無」どちらかを選択してください。

(収受印)



【注】

- ・押印済資料で提出する場合、押印済資料で評価する。
- ・対象工事が異なる押印済資料を提出した場合、当該評価項目の加算点はゼロとする。
- ・収受印欄に収受印と併せて全県適用の押印があれば、上記に松江県土整備事務所が発注する工事と記載があっても、本書の写しをもって島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部の事業課、関係地方機関が発注する工事において、その他添付資料の提出は不要とする。

配置予定技術者の優秀建設技術者表彰
会社(企業体)名:

対象 工事	対象年度 対象機関	島根県内の公共事業において、令和4年度から令和8年度に、島根県及び中国地方整備局発注工事で主任(監理)技術者または現場代理人として受けた優秀建設技術者表彰
	工事種別	法面処理工事
	建設工事の種類	とび・土工・コンクリート工事

配置予定技術者 氏名	②	
表彰の区分		
受賞年度		
工事名		
工事種別		
建設工事の種類		

- (1) 島根県発注工事は資料添付が不要。
(2) 中国地方整備局発注工事など県発注工事以外は表彰状等の写しを添付すること(発注者から表彰実績に関する資料が提示された場合は、その写しの添付でもよい)。
(3) 表彰の受賞が2回以上ある場合は、代表的なもの1回分の提出でよい。
(4) 工事名欄は、「契約工事名」で記載すること。
(5) 表彰時点の所属会社は問わない。(現在の所属会社以外のものも記載できる。)
(6) 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入できる。その場合、審査は候補者のうち配置予定技術者の評価点合計が最も低い者で評価する。
(7) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

技術資料提出工事名：(一)御津東生馬線(北講武工区)安全確保交付金(落石対策)工事(A020)

提出事務所名：松江県土整備事務所

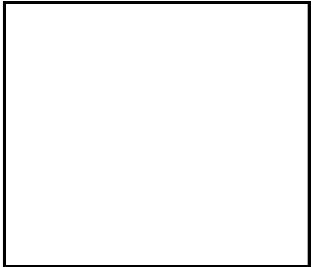
有効範囲：令和9年7月31日までに入札公告された工事

今後、松江県土整備事務所が発注する工事においては、本書の写し(※)をもって「配置予定技術者の優秀建設技術者表彰」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。
※本書の写しとは、収受印欄に収受の押印がある資料をいう。

技術資料の提出方法

「企業入力シート」の「押印済資料での提出」欄が未記入ですので、リストから「有」、「無」どちらかを選択してください。

(収受印)



【注】

- ・押印済資料で提出する場合、押印済資料で評価する。
- ・対象工事が異なる押印済資料を提出した場合、当該評価項目の加算点はゼロとする。
- ・収受印欄に収受印と併せて全県適用の押印があれば、上記に松江県土整備事務所が発注する工事と記載があっても、本書の写しをもって島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部の事業課、関係地方機関が発注する工事において、その他添付資料の提出は不要とする。

配置予定技術者の優秀建設技術者表彰
会社(企業体)名:

対象 工事	対象年度 対象機関	島根県内の公共事業において、令和4年度から令和8年度に、島根県及び中国地方整備局発注工事で主任(監理)技術者または現場代理人として受けた優秀建設技術者表彰
	工事種別	法面処理工事
	建設工事の種類	とび・土工・コンクリート工事

配置予定技術者 氏名	③	
表彰の区分		
受賞年度		
工事名		
工事種別		
建設工事の種類		

- (1) 島根県発注工事は資料添付が不要。
(2) 中国地方整備局発注工事など県発注工事以外は表彰状等の写しを添付すること(発注者から表彰実績に関する資料が提示された場合は、その写しの添付でもよい)。
(3) 表彰の受賞が2回以上ある場合は、代表的なもの1回分の提出でよい。
(4) 工事名欄は、「契約工事名」で記載すること。
(5) 表彰時点の所属会社は問わない。(現在の所属会社以外のものも記載できる。)
(6) 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入できる。その場合、審査は候補者のうち配置予定技術者の評価点合計が最も低い者で評価する。
(7) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

技術資料提出工事名：(一)御津東生馬線(北講武工区)安全確保交付金(落石対策)工事(A020)

提出事務所名：松江県土整備事務所

有効範囲：令和9年7月31日までに入札公告された工事

今後、松江県土整備事務所が発注する工事においては、本書の写し(※)をもって「配置予定技術者の優秀建設技術者表彰」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。
※本書の写しとは、収受印欄に収受の押印がある資料をいう。

技術資料の提出方法

「企業入力シート」の「押印済資料での提出」欄が未記入ですので、リストから「有」、「無」どちらかを選択してください。

(収受印)

【注】

- ・押印済資料で提出する場合、押印済資料で評価する。
- ・対象工事が異なる押印済資料を提出した場合、当該評価項目の加算点はゼロとする。
- ・収受印欄に収受印と併せて全県適用の押印があれば、上記に松江県土整備事務所が発注する工事と記載があっても、本書の写しをもって島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部の事業課、関係地方機関が発注する工事において、その他添付資料の提出は不要とする。

(様式-8)
評価項目(3)-①

防災協定の締結実績

会社(企業体)名:

対象: 令和6年度及び令和7年度における島根県との防災協定の締結実績

令和6年度の協定締結実績の有無	
令和7年度の協定締結実績の有無	

- (1) 対象年度において、島根県との防災協定の締結実績の有無を記載すること。
- (2) 協定を締結した団体の構成員はもとより、協定に参加している協力企業等も対象とする。ただし、評価の対象者は、団体が所管する地域内に建設業法に規定する営業所を有する者に限る。また、年度途中で脱退した場合、年度途中から加入した場合はその年度の契約締結実績として認めない。
- (3) 協力企業等の場合、企業名が明示された協定書等の写しや団体の代表者の証明書など、協定に参加している企業であることがわかる資料を添付すること。

(様式-9)
評価項目(3)-②

ボランティア活動又はハートフルしまねへの参加実績
会社(企業体)名:

対象: 令和6年度及び令和7年度のボランティア活動又はハートフルしまねへの参加実績

評価対象地域	島根県内
--------	------

○企業としてのボランティア活動への参加実績

対象年度	活動年月日 (1つの活動を複数 日で行った場合、 全ての活動日を記入 する。)	活動内容	活動箇所 (例:●市▲町)	年度間延べ 参加人数	従業員数
令和6年度					
令和7年度					

- (1) 活動したことを証明する資料と活動箇所が確認できる資料を添付すること。
(2) 参加人数が10名未満の場合、従業員数の欄に当該活動時点の常用雇用労働者と短時間労働者の合計人数を記載すること。
(3) 入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。
(4) ボランティア活動を複数日で行った場合、参加実績は重複者を含んだ合計人数とする(延べ人数)。従業員数は当該活動時点のものとする。

○企業としてのハートフルしまねの参加実績

対象年度	活動箇所(例:●市▲町)	年度間延べ参加人数	従業員数
令和6年度			
令和7年度			
登録団体名			

- (1) 活動箇所が確認できる資料を添付すること。【県へ提出した実績報告書の写し等(収受印付き)】
(2) 参加人数が10名未満の場合、従業員数の欄に当該活動時点の常用雇用労働者と短時間労働者の合計人数を記載すること。
(3) 入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。
(4) 従業員数は当該活動時点のものとする。

技術資料提出工事名: (一)御津東生馬線(北講武工区)安全確保交付金(落石対策)工事(A020)

提出事務所名: 松江県土整備事務所

有効範囲: 令和9年7月31日までに入札公告された工事

今後、松江県土整備事務所が発注する工事においては、本書の写し(※)をもって「ボランティア活動等への参加実績」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。
※本書の写しとは、収受印欄に収受の押印がある資料をいう。
ただし、本提出書類では契約実績が確認できない(評価対象となる施工範囲を満足していないなど)場合、再度、技術資料及び必要な添付資料の提出が必要である。

技術資料の提出方法

「企業入力シート」の「押印済資料での提出」欄が未記入ですので、リストから「有」、「無」どちらかを選択してください。

(収受印)

【注】

- ・押印済資料で提出する場合、押印済資料で評価する。
- ・収受印欄に収受印と併せて全県適用 の押印があれば、上記に松江県土整備事務所が発注する工事と記載があっても、本書の写しをもって島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部の事業課、関係地方機関が発注する工事において、その他添付資料の提出は不要とする。

(様式-10)
評価項目(3)-③

労働福祉関連の状況(a 障がい者雇用の実態)

会社(企業体)名:

a 障がい者雇用の実態

従業員の雇用状況	短時間以外の常用雇用労働者数(人) 1週間の所定労働時間が30時間以上	短時間労働者数(人) 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満	特定短時間労働者数(人) 1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満
労働者数の入力が必要です→	0	0	0

障がい者の雇用状況				短時間以外の常用雇用労働者数		短時間労働者数		特定短時間労働者数	
				(人)	換算値	(人)	換算値	(人)	換算値
身体障がい者	1級		重度		2.0		1.0		0.5
	2級		重度		2.0		1.0		0.5
	3級	(3級の障がいを2つ以上重複して有する方)	重度		2.0		1.0		0.5
		(単一障がいの方)			1.0		0.5		-
	4級				1.0		0.5		-
	5級				1.0		0.5		-
	6級	(7級の障がいを重複している方も含む)			1.0		0.5		-
知的障がい者	療育手帳 : 「A」の方		重度		2.0		1.0		0.5
	療育手帳 : 「B」の方				1.0		0.5		-
精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳所持者				1.0		0.5		0.5
	精神障がい者保健福祉手帳を所持していない方			障がい者雇用率の算定対象外					

(a)	短時間以外の常用雇用労働者数	0.0 人
(b)	短時間労働者数	0.0 人
(c)	特定短時間労働者数	0.0 人
(d)	常用雇用労働者の総数 (d)=(a)+(b)×0.5	0.0 人
(e)	除外率	10.0 %
(f)	法定雇用義務数の算出の基礎となる労働者数 (f)=(d)- <u>(d)×(e)/100</u> (下線部分は小数点以下切捨て)	0.0 人
(g)	障がい者の法定雇用率 (※ 民間企業の法定雇用率2.7%)	2.7 %
(h)	法定雇用義務数 (h) = (f) × (g) (小数点以下切捨て)	37.5人未満 法定雇用義務なし(0人)
(i)	雇用している障がい者数	0.0 人
判定 : (h)と(i)を比較し、「(h)<(i)」のときに評価する		error 必要事項が未入力です

(1) 入札公告日前日時点(令和8年9月13日時点)での状況について記載すること。
(2) 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の写しは添付不要。

労働福祉関連の状況(b 育児・介護休業に関する制度)

会社(企業体)名: _____

b 育児・介護休業に関する制度(下表のいずれかの取組みが評価対象)

育児・介護休業に関する制度の評価基準	取組みの有無	認定期間
こころカンパニー(しまね子育て応援企業)に認定されていること		まで
「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(令和7年10月1日施行、以下「育児・介護休業法」という。)で定める制度を超える内容を含む制度を規定していること		←“こころカンパニーの認定”で申請する場合は入力不要です。

※“こころカンパニーの認定”で申請する場合

(1) こころカンパニーについては、「こころカンパニー認定書」の写しを添付すること。

※“育児・介護休業法で定める制度を超える制度”で申請する場合

- (1) 企業の育児・介護休業に関する制度の概要が分かる資料(就業規則等)のうち「育児・介護休業法」に關係する部分を添付資料として提出すること。
その際、法定の制度を超える箇所にアンダーライン明示すること。
なお、明示が無い場合は、評価の対象としない。
- (2) 育児・介護休業に関する制度の内容を確認するため、必ず別紙「育児・介護休業に関する制度チェック表」を記入し、添付すること。
- (3) 就業規則等は、原本と相異なることを代表者名で証明すること。(以下の原本証明による)

原本証明	★別添の「就業規則等」は、原本と相違ないことを証明します。
	会社名 株式会社 ●●●●(入力が必要です)
	代表者職種・氏名 代表取締役 ■■■■(入力が必要です)

【共通事項】

(1) 入札公告日前日時点(令和8年9月13日時点)での状況について記載すること。

技術資料提出工事名: (一)御津東生馬線(北講武工区)安全確保交付金(落石対策)工事(A020)

提出事務所名: 松江市土整備事務所

有効範囲: 令和9年7月31日までに入札公告された工事
(ただし、こころカンパニーに認定されている場合、認定期間が令和9年3月31日以前までのものは、その期日までとする)

今後、松江市土整備事務所が発注する工事においては、本書の写し(※)をもって「労働福祉関連の状況(b 育児・介護休業に関する制度)」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。
※本書の写しとは、収受印欄に収受の押印がある資料をいう。

技術資料の提出方法

「企業入力シート」の「押印済資料での提出」欄が未記入ですので、リストから「有」、「無」どちらかを選択してください。

(収受印)

【注】

- ・押印済資料で提出する場合、押印済資料で評価する。
- ・収受印欄に収受印と併せて全県適用 の押印があれば、上記に松江市土整備事務所が発注する工事と記載があっても、本書の写しをもって島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部の事業課、関係地方機関が発注する工事において、その他添付資料の提出は不要とする。

育児・介護休業に関する制度 チェック表
育児・介護休業法（R7.10.1施行）対応版

会社(企業体)名:

【法定を超える内容チェック表1】

各Qの「はい」または「いいえ」、「該当項目」に■をご記入下さい。

★Q1～13の「はい」または「該当項目」に1つでも■がある場合、総合評価の加点対象となります。
★記載内容については、就業規則等により確認できるよう必ず該当条文を記入願います。

Q1 育児休業制度の対象となる子の上限年齢を、法定を超えた年齢までとしている。

はい ☐ (上限年齢 = 歳 か月まで) (該当条文:)	☐ いいえ
○法律では1歳まで、両親ともに育児休業を取得する場合は1歳2ヶ月まで、または、一定の事情がある場合は2歳までとされています。 ○一定の事情の有無に関わらず、2歳まで育児休業をとることができる場合は、法定を超える内容となります。	

Q2 法定基準の制度とは別に、3歳未満の子を養育する従業員が利用できる以下の制度のうち、いずれか1つ以上の制度を定めている。

☐ ①短時間勤務制度(5時間45分から6時間以外の制度等の実施) (該当条文:)	☐ ②テレワーク等 (該当条文:)
☐ ③フレックスタイム制 (該当条文:)	☐ ④始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ (1日の所定労働時間は変わらない) (該当条文:)
☐ ⑤事業所内保育施設の運営 (共同運営や保育施設と契約している場合も含む) (該当条文:)	☐ ⑥育児サービス費用を補助する制度 (ベビーシッターや保育施設の利用料補助等) (該当条文:)
①育児・介護休業法では、短時間勤務制度は、原則として6時間(5時間45分から6時間まで)とする措置を含むものとなっているので、それ以外の短時間勤務制度の実施。	

Q3 介護休業の取得可能期間を、法定を超える日数や回数としている。

はい ☐ (上限期間 = 以内) (該当条文:)	☐ いいえ
育児・介護休業法では、労働者は、要介護状態にある対象家族1人につき、のべ93日間までの範囲内で3回を上限として介護休業を取得することができるとしています。	

Q4 要介護状態にある対象家族の介護を行う従業員が利用できる短時間勤務制度を除く以下の制度のうち、いくつかの制度を定めていますか。

☐ ①フレックスタイム制 (該当条文:)	☐ ②始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ (1日の所定労働時間は変わらない) (該当条文:)
☐ ③介護サービス費用を補助する制度 (ホームヘルパーや介護サービスの利用料補助等) (該当条文:)	
☐ ④その他これに準ずる制度() (該当条文:)	

Q5 Q4で定めているとした制度について、当てはまるものにチェックをしてください。(定めている制度のうち、一つでも当てはまる制度があればチェックをしてください。)

☐ ①介護休業とは別に、利用開始から3年を超える期間で2回の利用を可能としている。 (該当条文:)
☐ ②介護休業とは別に、利用開始から3年の間で3回以上の利用を可能としている。 (該当条文:)
☐ ③介護休業とは別に、利用開始から3年を超える期間で3回以上の利用を可能としている。 (該当条文:)
☐ ④その他 (該当条文:)

【法定を超える内容チェック表2】
各Qの「はい」または「いいえ」、「該当項目」に■をご記入下さい。

Q6 小学生以上の子を持つ従業員が利用できる以下の制度のうち、いくつかの制度がありますか。

☐ ①短時間勤務制度 (該当条文:)	☐ ②テレワーク等 (該当条文:)
☐ ③フレックスタイム制 (該当条文:)	☐ ④始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ (1日の所定労働時間は変わらない) (該当条文:)
☐ ⑤所定外労働をさせない制度 (該当条文:)	☐ ⑥事業所内託児施設の運営 (共同運営や保育施設と契約している場合も含む) (該当条文:)
☐ ⑦養育両立支援休暇の付与(子の看護等休暇を除く) (該当条文:)	

Q7 子の看護休暇について、従業員に対する次の配慮のうち、何項目実施していますか。

☐ ①小学校4年生以上の子についても、別に子の看護休暇 が取得できる。 (該当条文:)	☐ ②取得可能日数が、年5日(小学校3年生修了までの子 が2人以上であれば年10日)を超える (該当条文:)
---	--

Q8 介護休暇について、従業員に対する次の配慮のうち、何項目実施していますか。

☐ ①取得可能日数が、年5日(対象家族が2人以上であ れば年10日)を超える。 (該当条文:)	☐ ②法で定める「対象家族」を超える範囲も対象。 (対象家族:配偶者、父母・子・祖父母・兄弟姉妹及び孫、配偶者の父母) (該当条文:)
---	---

Q9 子供が生まれる際の父親の休暇制度がある。

☐ はい (内容 (該当条文:)	☐ いいえ
--	------------------------------

Q10 前々年(度)に残った年次有給休暇の積立制度を設けている。

☐ はい (内容 (該当条文:)	☐ いいえ
--	------------------------------

Q11 妊娠、出産、育児、介護を理由に退職した従業員を対象とした再雇用制度がある。

☐ はい (内容 (該当条文:)	☐ いいえ
--	------------------------------

Q12 次の制度等のうち、有給としているものが、いくつかありますか。(一部支給でも可)

☐ ①産前産後休業(支給割合:) (該当条文:)	☐ ②育児時間 (支給割合:) (該当条文:)
☐ ③育児休業 (支給割合:) (該当条文:)	☐ ④介護休業 (支給割合:) (該当条文:)
☐ ⑤子の看護休暇 (支給割合:) (該当条文:)	☐ ⑥介護休暇 (支給割合:) (該当条文:)
☐ ⑦独自の有給休暇制度 (休暇名:) (該当条文:)	

②「育児時間」:出産後1歳未満の子どもを育てる女性から請求があった場合、1日2回それぞれ30分以上、育児のための時間を与えなければなりません。(労働基準法第67条)
⑦独自の有給休暇制度の例:生理休暇、妊婦検診のための休暇、家族記念日休暇、バースディ休暇など
(本人の結婚、妻の出産、忌引きによる休暇を除く)

【法定を超える内容チェック表3】

各Qの「はい」または「いいえ」、「該当項目」に■をご記入下さい。

Q13 その他、上記以外で育児・介護休業法の規定を超える取組の実施があれば、法律条文を記入、該当部分を下線明示した上で、就業規則等を記入、法律を超える内容を具体的に下線明示してください。

□	(育児・介護休業法)第〇〇条第〇〇項 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ... 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 【法定事項】法律条文記入(該当箇所に下線)
	(就業規則)第〇〇条第〇〇項 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ... 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 【法律を超える事項】就業規則等記入(該当箇所に下線)

★	総合評価(Q1～Q13) 加 算	NO !
---	------------------	------

★総合評価(Q1～Q13)加算欄が「OK！」となる場合でも、就業規則等の添付資料により上記記載内容が確認できなければ、総合評価方式の加算点を認めません。